

条 例

食品衛生に関する条例を廃止する条例をここに公布する。

令和三年三月三十日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県条例第二十一号

食品衛生に関する条例（昭和二十五年埼玉県条例第三十二号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和三年六月一日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部改正）

3 知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例（平成十一年埼玉県条例第六十一号）の一部を次のように改正する。

別表中第百三項を削り、第百四項を第百三項とし、第百五項から第百十七項までを一項ずつ繰り上げる。

（埼玉県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部改正）

4 埼玉県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成十六年埼玉県条例第十一号）の一部を次のように改正する。

別表食品衛生に関する条例（昭和二十五年埼玉県条例第三十二号）の項を削る。